

【緊急】【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応について（その 74：変異種確認国からの入国・通過禁止解除）

【ポイント】

●1月30日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計36カ国・地域またはそれら地域を経由する外国人の入国禁止措置を、2月1日から解除することを発表しました。

【本文】

1 1月30日、フィリピン政府は、新型コロナウイルス変異種が確認されている、日本を含む計36カ国・地域またはそれら地域を経由する外国人の入国禁止措置を、2月1日から解除することを発表しました。入国が許可される外国人は以下のとおり。

- (1) 外交官、世界保健機関や国連等の国際機関職員
- (2) 要人
- (3) 医療同伴者を含む、医療・緊急案件で入国する者
- (4) 同行するフィリピン人の外国人配偶者及び未成年の子供、特別な理由を持つ子供、フィリピン人である未成年の子供の親、特別な理由を持つフィリピン人の子供の親
- (5) フィリピン人入管法第13条に係るビザ（13ビザ、13(a)ビザ、13(b)ビザ、13(c)ビザ、13(d)ビザ、13(e)ビザ、13(g)ビザ）、RA7919ビザ、EO324条の永住者ビザ、フィリピン生まれ（Native-born）のビザの所有者
- (6) RA 7919ビザ、EO 324ビザの所有者
- (7) EO266ビザ（特別投資家住民ビザを含む、ただし観光関連プロジェクトEO63に基づく特別投資家住民ビザは含まれない）、RA8756ビザ、47(a)(2)ビザの所有者
- (8) アウロラ太平洋経済特区自由港庁、スービック湾都市庁、バターン自由港地域庁、カガヤン経済特区庁、クラーク開発公社によって発行されたビザの所有者
- (9) 2020年12月17日以降に出国した9(g)ビザの所持者（再入国の際、ACR I-CardとSpecial Return Certificateが必要）

しかし、入国には有効なビザが必要です（共和国法第6868号に基づくBallicbayansとして認定された外国人を除く）。

また、入国の際は、空港到着時にPCR検査・検疫プロトコルを遵守し、DOH覚え書き通達に従い、14日間の厳格な検疫を遵守することを条件としています（フィリピン国民と同様の検査・検疫プロトコルを遵守）。

2 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制（検査・検疫措置を含む。）等に関する最新情報に引き続き注意してください。

【参考情報】

- フィリピン入国管理局プレスリリース（変異種確認国からの入国・通過禁止解除）

https://m.facebook.com/story.php?story_fbid=1932878270184204&id=133424753462907&ref=page_internal&tn=%2As%2As-R

+++++

【以下、新型コロナウイルス関連情報】

- 当館ホームページ（フィリピン国政府の発表・関連情報等（フィリピンへの入国を予定の方へ））：<https://pcoo.gov.ph/OPS-content/on-the-iatf-resolution-no-95/>

（問い合わせ窓口）

- 在フィリピン日本国大使館

住所：2627 Roxas Boulevard, Pasay City, Metro Manila

電話：（市外局番 02）8551-5710

（邦人援護ホットライン）（市外局番 02）8551-5786

FAX：（市外局番 02）8551-5785

ホームページ：http://www.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在セブ日本国総領事館

住所：7th floor, Keppel Center, Samar Loop cor. Cardinal Rosales Ave., Cebu Business Park, Cebu City

電話：（市外局番 032）231-7321

FAX：（市外局番 032）231-6843

ホームページ：https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

- 在ダバオ日本国総領事館

住所：4th Floor, B.I. Zone Building, J.P. Laurel Avenue, Bajada, Davao City 8000

電話：（市外局番 082）221-3100

FAX：（市外局番 082）221-2176

ホームページ：https://www.davao.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.ht